

■ 資料編 ■



資料 1 : 障害福祉サービスの内容

<介護給付の内容>

サービスの名称	サービスの内容	障害福祉サービス		
		訪問系	日中活動系	居住系
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	●		
	重度訪問介護	●		
	行動援護	●		
	同行援護	●		
	重度障害者等包括支援	●		
	短期入所 (ショートステイ)		●	
	療養介護		●	
	生活介護		●	
	施設入所支援			●

<訓練等給付の内容>

サービスの名称	サービスの内容	障害福祉サービス		
		訪問系	日中活動系	居住系
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)		●	
	自立訓練(生活訓練)		●	
	就労移行支援		●	
	就労継続支援(A型)		●	
	就労継続支援(B型)		●	
	就労定着支援		●	
	自立生活援助			●
	共同生活援助(グループホーム)			●

<相談支援給付の内容>

サービスの名称	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請にかかる支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設等を対処する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

<障がい児サービス(障害児通所支援等)の内容>

サービスの名称	サービスの内容	
障害児通所支援等	児童発達支援	日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

<障害児相談支援の内容>

サービスの名称	サービスの内容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

<地域生活支援事業の内容>

サービスの名称	サービスの内容	
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者等が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。	
(2) 自発的活動支援事業	障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	
(3) 相談支援事業		
① 障害者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。	
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。	
(4) 成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備を行います。	
(6) 意思疎通支援事業	聴覚、音声・言語機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。	
(7) 日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、基本的な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。	
(10) 地域活動支援センター	障がい者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	
任意事業	(1) 日中一時支援	障がい児(者)に日中活動の場を提供するとともに、介助者等の就労や一時的な休息を図ります。
	(2) 重度障害者入院時意思疎通支援事業	介護の必要性がとて高い障がい者で、意思疎通を図ることに支障がある人の支援を行います。

資料 2 : 宮古島市障害者施策推進協議会委員名簿

No	所属	氏名	備考
1	宮古島市身体障害者福祉協会 会長	平良 浩章	
2	宮古地区手をつなぐ育成会 会長	松川 英世	
3	宮古島地区精神障害者家族会 「みどりの会」 会長	與那城 元子	
4	宮古島市社会福祉協議会 事務局長	砂川 信雄	
5	株式会社ビザライ 代表取締役 (障害児サービス事業所)	勝連 聖史	
6	ユームツ会(青潮園) 施設長 (入所・通所サービス)	下地 勝男	
7	みやこ福祉会(みやこ学園) 庶務課長 (通所・就労系サービス)	與那城 要	
8	宮古圏域アドバイザー	下地 晃次	副委員長
9	沖縄県宮古福祉事務所 所長	野原 勝	委員長
10	宮古島市福祉部 部長	下地 律子	

資料3：宮古島市障害者施策推進協議会規則

令和2年2月21日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市附属機関設置条例(令和元年宮古島市条例第28号)第3条の規定に基づき、宮古島市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者又はその家族
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 委員長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料4：計画策定の経過

年月日		内 容
令和 2 年	11月26日	第1回 宮古島市障害者施策推進協議会 ・計画策定の概要 ・宮古島市障がい者計画及び障がい福祉計画の実施状況について ・現計画の実施状況について
令和 3 年	2月5日～ 2月12日	第2回 宮古島市障害者施策推進協議会に代えて書面審査 ・計画の骨子 ・施策の検討
	3月9日～ 3月15日	第3回 宮古島市障害者施策推進協議会に代えて書面審査 ・素案の審議
	3月17日	第4回 宮古島市障害者施策推進協議会 ・素案の審議

宮古島市第3次障がい者計画及び
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 宮古島市
企画・編集 福祉部 障がい福祉課
〒906-8501
宮古島市平良字西里 1140 番地
TEL:0980-73-1975 FAX:0980-73-1976

